

平成二十七年三月十三日受領  
答弁第一一—一—号

内閣衆質一八九第一一—号

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員中根康浩君提出自動車登録手続きのワンストップサービスの拡充に係る行政書士法施行規則第  
二十条改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出自動車登録手続きのワンストップサービスの拡充に係る行政書士法施行規則第二十条改正に関する質問に対する答弁書

自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの対象となる手続の拡大に伴う行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第二十条の改正の要否については、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成二十五年十二月二十日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成二十九年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則第二十条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる」こととされており、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条の規定も踏まえ、関係省庁において検討しているところである。